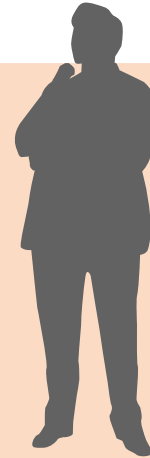


生活困窮、住居についての相談

事例 08

刑務所出所後、更生保護施設に入所したが、寮のある就労先を見つけて退所した。しかし、会社の経営難のため、早期退職せざるを得ない状況になり、仕事も住居も失いそうである。これからどうしたらいいか分からない。

相談者：本人（50歳男性）



相談内容

仕事も住居も失ってしまいそうなのですが
どうしたらいいですか？

A

生活困窮者自立相談支援機関窓口

i 働きたくても働けない、住むところがないなど生活が困窮している人の包括的な支援窓口

- 働きたくても働けず、住居を失いそうな状況なので、同窓口相談することを勧めた。
- 自立相談支援として、専門スタッフが本人の現状や悩みを聴いたうえで支援プランを作成し、住居の確保と一般就労に向けた支援を受けることとなった。

就労は決まったが、
家がない場合

B

TOKYOチャレンジネット
(住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業)

i 居住地を失った人の住居探し、就労等を支援する窓口

- 住居の確保のために相談。一時利用住宅を利用しながら貯金をし、住居確保へ向けて動き出すことになった。
- 専門スタッフが健康面の相談にもものってくれるということで、引き続き相談を予定している様子。



支援の ポイント

- ✓ 居住場所の確保、生活費の確保
- ✓ 就労して自立を目指す



自立した生活に向かっていく

住居確保の支援先は他にも

- C 居住支援法人**
住宅確保要配慮者に対して居住支援を行う法人
- D 自立援助ホーム**
15歳以上(義務教育を終了した方)20歳未満又は20歳以上の施設措置解除者等の自立支援を行う施設
- E 認定特定非営利活動法人
自立生活サポートセンター・もやい**
社会的に孤立している生活困窮者へのさまざまな支援を行う団体

都営住宅

- 住宅に困っている収入の少ない人に対し、低額な家賃でお貸しする公営住宅
※同居親族がいる(単身者の場合60歳以上)などの申込み資格に当てはまれば応募できる場合があります。
※連絡先等: JKK東京 都営住宅募集センター
(<https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/index.html>)

参考

生活保護制度

- 生活保護が決定されると、生活費、居住に係る費用等生活保護法に定める最低生活が保障されます。
- お住まいがある場合はお住まいの地域の、お住まいがない場合には、現在いる地域の福祉事務所(P.96参照)で申請可能です。

生活困窮者自立支援制度

- 関係機関と連携し、就労、住居などの生活全般の困りごとについて支援を行います。
- 自立相談支援の実施、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計改善支援事業、認定就労訓練事業、生活困窮世帯の子供の学習・生活支援、一時生活支援事業などがあります。
- 区市(町村部においては都)が窓口です。



活用できる機関・団体や制度

A 生活困窮者自立相談支援機関窓口

概要	働きたくても働けない、住む所がないなど、生活に困窮している方に包括的な支援を提供する相談窓口です。窓口は全国に設置されており、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、自立に向けたサポートを行います。
対象	・就職、住まい、家計など暮らしに悩みを抱え、生活に困窮している方
主な支援内容	関係機関等と連携し、就職、住宅、家計改善、子供の学習等をサポートします。相談窓口では、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。
連絡先等	お住まいの区市(町村部においては都)の自立相談支援機関窓口にご連絡ください(P.95参照)。
URL	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu//seikatsukonnkyuu/jiritsu.html ※制度についてはこちら(「東京都 生活困窮者」で検索)

B TOKYOチャレンジネット(住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業)

概要	住居を失いインターネットカフェや漫画喫茶などに寝泊まりしながら不安定な就労に従事する方や離職者の方をサポートする相談窓口です。	
対象	[主な対象要件] ・都内での住居登録または生活実態がある方で、現時点で住居がない、または住居を失うおそれがある方 ・在学中でない方 ・生活保護を受けていない方	
主な支援内容	生活相談	生活不安や人間関係などの暮らし全般に関わる相談を受け付けます。健康上の問題や借金等の問題についても、専門相談を受けることができます。
	住宅相談	賃貸物件についての情報提供や、保証人がいない方に対しては保証会社を利用した住居確保等のサポートをします。また、利用基準に適合する場合はTOKYOチャレンジネットが借りている一時住宅の利用も可能です。
	就労相談	相談やカウンセリングをもとに求人紹介を行うとともに、面接対策や履歴書の書き方のアドバイスなど、就職活動のサポートも行っています。
	介護職支援	※別途対象者要件あり 介護職場への就労を目指す方には、介護職初任者研修の修了と介護職への就労について支援します。
その他、資金貸付(要件あり)、技能資格取得支援、就労体験等の支援を行っています。		
連絡先等	〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザハイジア3F ☎0120-874-225(女性専用ダイヤル) ☎0120-874-505 [受付時間]月・水・金・土 10:00~17:00、火・木 10:00~20:00 お問合せ・相談フォーム https://www.tokyo-challenge.net/formail/index.html	
URL	https://www.tokyo-challenge.net/ (「TOKYOチャレンジネット」で検索)	

C 居住支援法人

概要	低額所得者、高齢者、障害者、保護観察対象者など、住宅の確保に特に配慮を必要とする方が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、生活支援等を実施する法人として都道府県が指定しているものです。
対象	低額所得者、高齢者、障害者、保護観察対象者など、住宅の確保に特に配慮を必要とする方(住宅確保要配慮者)

主な支援内容	・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の入居者への家賃債務保証 ・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談 ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
URL	下記ホームページの法人一覧をご確認ください。 https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/kyojushien.html （「東京都 居住支援法人」で検索）

D 自立援助ホーム

概要	就職し児童養護施設等を退所した方等に対して、共同生活を通じて日常生活上の援助や、職業についての相談、指導等を行い、社会的な自立を支援する施設です。	
対象	15歳以上（義務教育を終了した方）20歳未満又は20歳以上の措置解除者等であって、児童自立生活援助の実施が必要とされた方	
主な支援内容	利用者は毎月3～4万円程度の利用料（家賃、朝夕食費、光熱費、日用品費等含む）をホームに支払いながら、就労し、貯金して一人暮らしを開始する準備をします。児童養護施設との違いは、下表をご参照ください。	
		児童養護施設
		自立援助ホーム
	主な目的	養育
	運営母体	社会福祉法人など
	入所可能年齢	概ね2歳～18歳 （20歳になるまで延長可能）
	入所費用	保護者応能負担あり
	主な生活	学校に行くこと
連絡先等	医療費	全額公費負担（健康保険及び受診券）
	3割自己負担（国民健康保険等）	
連絡先等	お住まいの地域の児童相談所（P.99参照）へご相談ください。都内には21か所の自立援助ホームがあります。全国自立援助ホーム協議会のホームページでご確認ください。	
URL	https://zenjienkyou.jp/ （「自立援助ホーム」で検索）	

E 認定特定非営利活動法人 自立生活サポートセンター・もやい

概要	さまざまな事情で生活に困窮した方や住まいを失った方などが新生活を始められるよう、アパートの連帯保証人を引き受けるなど、暮らしの基盤づくりのサポートを行います。	
対象	生活にお困りの方全般	
主な支援内容	・入居支援事業（賃貸契約時の連帯保証人や緊急連絡先の引受け） ・面談・電話による生活相談、公的制度の利用支援 ・誰でも参加できる「サロン」のほか、コーヒー焙煎や農業体験などはたらく場づくり ・地方自治体などの公的機関に対する広報・啓発事業	
連絡先等	〒162-0801 新宿区山吹町362 みどりビル 2F ☎03-6265-0137 メール：info@npomoyai.or.jp [受付時間]火（祝日は除く） 12:00～18:00、金（祝日は除く） 11:00～17:00 面談は火（祝日は除く） 11:00～18:00 ※入居支援事業については、まずお電話もしくはメールでお問い合わせください。	
URL	https://www.npomoyai.or.jp/ （「相談 もやい」で検索）	